

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

令和 2 年 4 月 2 0 日付けで申請があった授業目的公衆送信補償金の額については、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による緊急性及び重大性に配慮した、権利者団体により構成される協会の意思に基づくものであることなどの諸般の事情に鑑み、令和 2 年度に限り特例的に無償とすることについて、著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 0 4 条の 1 3 第 1 項の規定により認可します。

なお、有償の補償金による本格的な制度運用を令和 3 年度当初から開始するため、令和 2 年夏頃を目途に貴協会より別途認可申請が行われるべきと考えていることを申し添えます。

令和 2 年 4 月 2 4 日

文化庁長官

宮 田 亮 平

2 受文庁第 7 5 7 号  
令和 2 年 4 月 2 4 日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会  
理事長 土 肥 一 史 殿

文化庁長官  
宮 田 亮 平

授業目的公衆送信補償金の額の認可申請について（通知）

令和 2 年 4 月 2 0 日付けで申請のあった授業目的公衆送信補償金の額については、令和 2 年 4 月 2 4 日付けで別紙のとおり、認可されましたのでお知らせします。